法律公布奏上及び通知

十一月十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

人事異動

内閣府

（参事官（資源配分担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付））内閣府事務官　星野　利彦

参事官（調査・分析担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付）に併任する

参事官（イノベーション創出環境担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付）に併任する

（参事官（調査・分析担当）（同））同　堀　清一郎

参事官（イノベーション創出環境担当）（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付）の併任を解除する

文部科学省に出向させる（以上十一月七日）

法務省

高橋　宏志

法制審議会委員に任命する（十一月十一日）

皇室事項

認証官任命式

十一月八日午後六時五十五分、宮中において、特命全権大使古谷朋彦、同澤田洋眞、同柳沢香枝及び同高岡正人の認証官任命式が行われた。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十一月十日午後七時三十七分御出門、舘野泉　傘寿記念コンサートを御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行幸啓、同九時四十分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十八年十一月十五日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成28年10月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
福井県知事(1)第00217号	相馬金融

平成28年10月19日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
福岡県知事(3)第08637号	株式会社アスカ

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成28年9月5日	東京都知事(7)第16521号	株式会社アプローズ（株式会社ランド．Ｆ．Ｃ）
平成28年9月15日	滋賀県知事(3)第00866号	山栄商事（やまえいしょうじ）（山栄商事（さんえいしょうじ））

平成28年10月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
神奈川県知事(11)第00949号	株式会社栄光
兵庫県中播磨県民局長(10)第50525号	ロイヤルシステム
東京都知事(7)第17884号	株式会社ＡＢＣｃｅｎｔｅｒ
宮城県知事(9)第01449号	有限会社エンマチ
千葉県知事(9)第02132号	有限会社横芝商事
東京都知事(4)第29118号	株式会社フレッシュタイム
愛媛県知事(2)第02198号	フクダ商事

平成28年10月19日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（取消し）

登録番号	商号、名称又は氏名
茨城県知事（Ｔ２）第60006号	特定非営利活動法人オオワダ

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月15日

宮城労働局長　尾形　強嗣

第４号中「１時間795円」を「１時間815円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年山口労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月15日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間793円」を「１時間815円」に改める。

山口労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成23年山口労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月15日

山口労働局長　小松原正俊

第４号中「１時間838円」を「１時間858円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月15日

徳島労働局長　飯野　弘仁

第４号中「１時間805円」を「１時間822円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年12月21日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月15日

熊本労働局長　徳田　剛

第４号中「１時間738円」を「１時間759円」に改める。

大分労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大分県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年大分労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成28年11月15日

大分労働局長　南保　昌孝